

子どもが健やかに 成長できる地域づくりも

5月5日～11日の1週間は「児童福祉週間」です



つどいの広場「子育て講座」から

4つの柱で 子育て支援を進める

計画は、①家庭における子育て支援、②子育てと仕事の両立

子どもや家庭、子どもの健やかな成長についてみなさんで考えるため、5月5日から11日までの1週間は「児童福祉週間」と定めています。

次世代育成支援対策推進法の施行に伴い町は、平成15年3月に国が定めた新エンゼルプランに基づいて、町の子育て計画にあたる「すこやか子育て子育てプラン」を策定しました。町は平成17年度から平成21年度までの5年間をこのプランに基づき、子育て支援を進めることになりました。今回はこのプランの進捗状況をお知らせします。

支援、③心豊かなたくましい子どもを育む教育の推進、④子育てしやすい生活環境の整備、4本の柱で構成され、子どもを持つ家庭が、子育てしやすい環境づくりに向けて計画を進めることになりました。

①家庭における子育て支援

平成17年4月に町保健センター内につどいの広場を開所しました。

つどいの広場は、子育て支援センターとしての役割もあり、育児不安の解消や、子ども同士、親同士が交流する場所を提供しています。保育所・幼稚園などに通っていない親子に開放され、育児相談、遊びの場の提供、育児サークルの支援などを行っています。

また、子育て情報誌の発行を平成18年度より開始しました。これにより、つどいの広場に参加することができない保護者の方にも、広く子育てに関する情報を伝えていきます。本年度からは、妊婦一般健康診査の公費負担を拡大し、経済的負担を軽減すると同時に乳幼児の健康診査では子育て

みんな集まれ! 子育て応援ふれあい広場

～子どもとのふれあい、大切にしていますか～

日時 5月26日(土)
午前9時～午後12時
場所 (株)あぐりすかがわ岩瀬
「はたけんぼ」

内容
子育て相談コーナー
パネル展示
(県中地域の子育て支援情報など)
動物とのふれあいコーナー
かわいいワンちゃんたちが待っているよ!
ご家族おそろいでご参加ください
問い合わせ先
福島県中保健福祉事務所
☎75-7809

相談の充実を図っています。

②子育てと仕事の両立

平成16年4月に保育所分園を開所し定員を140名から175名に増やしましたが、入所希望児童は年々増え続け、待機児童の解消には至っておりません。これは、町立保育所だけの問題ではなく鏡石町全体の問題と考え、町立保育所の施設整備の他に、民間の認可保育施設(認定こども園)をしていきます。

また、子育て世代の働き方の変化にも対応できるよう、平成18年度から延長保育が始まりました。

③心豊かなたくましい子どもを育む教育の推進

平成17年には町老人クラブ連合会主体となり、「孫見守り隊」が発足し、子ども達の学校の安全を見守るなど、地域全体で子育てを支援する環境が整ってきています。

④子育てしやすい環境の整備

放課後児童対策として、町教育委員会と連携して、平成17年4月から二小児童クラブを開設しました。児童クラブは、昼間、親の就業などにより保護者のいない家庭の小学校低学年の児童の安全を確保しています。遊びを通して、多くの活動体験をすることにより、心豊かな子どもを育む教育を進めることとしています。

また、幼少期からの学校保健の充実に取り組んでいます。

一体となって虐待予防に努めていきます。

今後の子育て支援

少子化が進む中、町では一時保育など、要望の多い事業を積極的に進め、ゆとりを持

町職員の勤務時間が変わりました

町職員の勤務時間が4月1日から、下記の表のとおり変わりました。

これは、国家公務員の休憩時間が廃止されたことにならったもので、町職員の勤務時間などを定める条例の一部を改正し、その条例に規定する休憩時間を廃止しました。

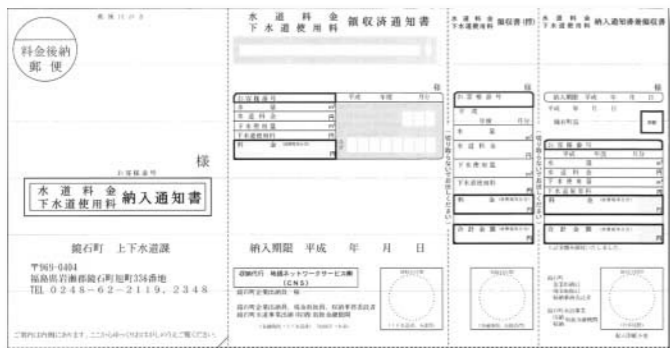
午後12時からの15分間と、午後5時から15分間の合計30分の休憩時間を廃止したこととなります。

今回の改正により、お昼休みの窓口業務時間、毎週金曜日の窓口延長の変更はありません。

旧 (平成19年3月31日以前)		新 (平成19年4月1日以降)	
8:30～12:00	勤務時間	8:30～12:15	勤務時間
12:00～12:15	休憩時間	12:15～13:00	休憩時間
12:15～13:00	休憩時間	13:00～17:15	勤務時間
13:00～17:00	勤務時間		
17:00～17:15	休憩時間		

上下水道料金のコンビニ収納が始まります

納付書の様式がハガキサイズになります



町では、お客様からご要望が多かった上下水道料金のコンビニエンスストアでの収納取扱いサービスを、平成19年4～5月検針分(6月請求分)の納入通知書から開始いたします。

これまでの金融機関などに加えて、全国の提携コンビニで休日夜間のお支払いも可能となり、大変便利になります。

取扱コンビニ店
・セブンイレブン
・ローソン
・ミニストップ
・ファミリーマート
など

お支払い方法等
(1)コンビニのレジに納入通知書を提示し、現金

でお支払いください。お支払いは納入通知書に記載された納入期限までお願いいたします。

(2)次の納入通知書はコンビニ店ではお取り扱いができませんので、収納取扱金融機関または上下水道課にてお支払いください。

・コンビニ店で取り扱える金額の上限(30万円)を超えるもの
・汚れなどによりバーコードの読み取りができないもの
・コンビニ収納取扱開始前に発行したものの問い合わせ先
町上下水道課
☎62 2119、62 2348